

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字皆春179番地の5
氏名 深田産業有限会社
代表取締役 深田 忠佑

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成26年 5月14日

許可の有効期限 平成31年 4月22日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う産業廃棄物の種類	木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱の収集運搬に関する基準を守ること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成16年4月23日付けで新規許可
- 平成21年6月12日付けで更新許可及び事業範囲変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を追加。)
- 平成26年5月14日付けで更新許可

4. 積替許可の有無 「無」

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」